

平成28年度第1回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：平成28年5月13日（金）
午前9時30分～11時15分
場所：本館3階 委員会室

日程第1 諮問事項について

(1)救急安心カード普及事業における市保有個人情報の目的外利用について

【担当：健康福祉部健康福祉政策室】

【概要】

75歳以上の高齢者や障害者など、救急対応や家族への緊急連絡時に配慮が必要なかたに対し、医療情報や緊急連絡先を記入する「救急安心カード（以下「安心カード」という。）」を配付し、冷蔵庫などの一定の場所に掲示するよう啓発する。

については、市が保有している75歳以上の市民及び75歳未満の障害者手帳保持者について、安心カード配付のために必要な個人情報の目的外利用について意見を聴くものである。

【質疑応答】

委：75歳以上の人数は。

市：約15,000人である。

委：安心カード1セットにかかる費用は。

市：300円以内である。

委：作成費用は市で負担するのか。

市：市で全額負担する。

委：封入・封緘業務を委託する事業者はどこか決まっているのか。未定の場合、その選定方法は決まっているのか。

市：未定だが、すでに住民情報システムに関する同業務は外部委託しており、セキュリティに関する確認も併せて行っていることから、その事業者への委託を考えている。

委：情報流出に関して、どのような措置を執るのか。

市：事業者と契約を締結するにあたり、プライバシーマーク取得の確認等を行ったうえで、セキュリティに関する事項を仕様書に記載する。

委：75歳以上の個人情報は、オレオレ詐欺をするうえで喉から手が出るほどほしい情報でもあり、外部に出すことは相当危険だと思われる。（通常の取扱いと比べて）特別に流出防止に向けた措置が必要だと思うが、どうか。

市：外部に提供するのは氏名・住所のみで、75歳以上であることは伝えないため、一般市民の個人情報と同じ扱いを考えている。

委：委託業者には何の情報か知らせずに提供するということが。

市：そうである。

委：契約を結ぶときに、何のカードを配付するということを謳って締結するので、無理ではないか。

市：安心カード自体は渡すが、どのようなかたが対象かは説明するつもりはない。

委：対象者が誰かはすぐわかる話ではないか。

市：箕面市の事業を全て調べれば分かると思うが。

委：事業者はたいてい調べると思う。

委：安心カードを配付する必要性と情報流出する危険性とを比較衡量して、それほどの危険を冒してまで高齢者に安心カードを配付することが重要かどうか問題である。

希望する箕面市民に無償で安心カードを配付すればよいではないか。

市：現状は、希望者（多くは高齢者）1,600人に配付している。

委：新たに15,000人の高齢者に配付する必要性がわからない。カバーを除いた安心カード本体だけを全市民に配付したら、費用もかからずに良いのではないか。カバーは何のためにあるのか。

市：カバーは汚れ防止のためのもので、その裏に磁石がついており、冷蔵庫に貼り付けられるようになっている。

委：箕面市オリジナルの事業か。

市：同様の事業は全国どこでも行っている。

委：全国的な事業なのに、100%自治体が負担するのか。

市：負担割合は自治体によって違う。

委：例えば、どの自治体が行っているのか。

市：手元に資料がないため分からないが、たいていの自治体が行っている。

委：安心カードをもらったとしても、必要ないと思った人は使わないと思うが。

市：配付後は、社会福祉協議会（以下「社協」という。）を通じて、必要と思われるかたが利用しているかどうか確認していく。

委：社協が配付していた従来の安心キットも、玄関にシールを貼っているのか。

市：従来から貼るようになっている。

委：行政サイドの説明だけでは少しわかりにくいと思うので、現在社協がしている事業について補足する。

社協が配付している安心キットとは、民生委員が日々の訪問活動をするなかで、一人住まいの高齢者や高齢者世帯等の見守りが必要なかたに配付するキットである。形状は筒型で、その中にかかりつけ医、疾患、薬及び緊急連絡先を記載したシートを入れておき、冷蔵庫の中に入れておくようになっている。救急搬送時等に利用することを想定している。

合わせて配付するシールは、安心キットがあることを即座に救急隊へ知らせるために、玄関ドアの内側に貼るものである。シールが貼られていれば、救急隊は冷蔵庫を開けて安心キットを見ることになっている。

府内でも大部分の市町村で同様の取組みがなされており、主に社協が行って

いる。

必要なかたの選定は、民生委員が個別に行った先で、本人と相談しながら対象者を選定している。安心キットの配付も民生委員が行い、第三者は介入していない。行政や他業者の関与については、他市町村でも聞かないため、そういった取組みはおそらくないと思う。

今回、市が75歳の市民及び障害者全員を対象としたのは、幅広く、きめ細かく救急対応する目的で導入するのだろう。

委：安心カードを必要でない人はカードが送られてきても捨ててしまう。そういった必要性がないと思われる人の情報までも、抽出・委託の段階で流出の危険に晒されている。従来のように社協が対象者をピックアップする方法なら理解できるが、必要性を問わず、行政が対象者全員に配付する必要性があるのか。

委：福祉関係の事業では個別目的のデータベースが多いが、今回のように特別な対策も講じずに外部に出すのはセキュリティリスクが高い。本人が希望していないにも関わらず、そのかたの個人情報が出て行くことになり、今の質疑内容ではリスク対策として軽すぎると思う。

市側でももう少し対象者を絞り込んでから配付リストを作成する必要があると思うが、どうか。

委：個人情報保護条例第10条第1項第7号「実施機関が運営審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めた場合」の規定のとおり、75歳以上の市民全員に安心カードを配付することに公益性があるかどうかについては、実施機関が十分検討しておかなければならないものである。今の質疑内容では、公益上必要があるというには若干説得力に欠けるため、実施機関がそう考える論理を説明していただきたい。

玄関ドアの内側にシールを貼ることについて、平時に玄関内に入った人に安心カードを知らせるメッセージになるのが不安視される。シールではなく、消防がもつデータベースに安心カードの有無を落とし込む等の方法がとれないか再度検討されたい。

委：この事業の背景には、高齢者の増加や地域力の低下等の課題があり、孤独死等を防ぐ目的で始まったものである。現在では、先述のとおり本人と話し合っただけで安心キットの設置を決めているが、本当に必要なかたであっても自ら手を挙げないかたが相当数おられる。また、そういうかたの不幸な事故が起きている。こういった実態からもう少し幅広く対応するため、今回、行政が実施することになったのではないかとと思われる。

これとは別に「災害時要援護者リスト」を作成した際にも、当初は手挙げ方式で掲載していたが、本当に必要な人が手を挙げないことが課題となった。結果、今回と根拠は違う（箕面市災害時における特別対応に関する条例第6条）が、行政が介護認定や障害手帳の有無等の条件から対象者をピックアップし、その全員を掲載することとなった。なお、そのリストは平時は避難所である小学校の金庫に入れて保管し、有事の際には開封して安否確認に利用

するものである。

安心キットの場合も、必要な人にまで行き届いていないという実態から必要性が生じているのだと思われる。

方法論としては問題はあると思うが、全体の捉え方としては行政が実施せざるを得ない気がしている。

委：孤独な老人のためにこういったシステムの必要性は感じているが、問題は漏洩リスクと公益性のバランスをどう考えるかである。

配付の前に、75歳以上の市民と障害者のかたに安心カードを希望するか調査することはできないか。

市：時間をかければできると思うが、本人の意思確認をとるのが難しい。これまでも社協を通じてアンケートをとったが、回答が返ってこないことが多かった。

現在、市として地域福祉の取組みを見直しているところであり、行政が本当に手を入れるべきところはどこかを探っている。その中で社協が配付している安心キットが全てに行き届いていないことから、他の事業と合わせて安心カードの普及についても行政が行っていきたいと考えている。

委：社協がこれだけやっても全てに行き渡っていないということは、それだけ必要がないと思っているかたが多いということではないか。

市：個別に何人かの75歳以上のかたに必要性を聞いたところ、体調に不安があるかたでは、認知症になった場合を考えると、あつた方が安心だと希望するかたもいた。

委：だったら、希望するかたにだけ配付する方法はとれないのか。

市：希望者に対して配付するのであれば、これまでどおりである。それで拾えない状況にあるため、全員に配付したいと考えている。

委：拾えない状況があるとは、具体的にどういうことか。

市：現在も個別に全てを回るのは難しく、訪問しても会えないかたもいるため、全てをフォローできているかといえば、そういう状況ではない。

については、全てに安心カードを配付したうえで、フォローを充実させていきたいと思っている。

委：本審議会は個人情報を提供（目的外利用等）することが適切かどうかを判断するものであり、本来は事業システムについて審議する筋合いのものではない。しかしながら、個人情報の流出及び悪用について懸念があるため、そういった点にまで発言しているのである。

市として事業を行いたいという思いは分かるが、もう少し柔軟に事業を再考する等の姿勢があっても良いかと思う。

市：情報漏洩の件について、委託契約には特段の対策を考えていなかったのも、その点にご心配があるということなら、外部委託はせずに市が行う方法はある。

委：行政が安心キットの普及のため、民生委員と協力して地域を回っていることは従来から知っており、その意義も理解している。自分から手を挙げな

い人が孤独死するケースもあり、できれば全員に届けてほしいと思う。しかし、オレオレ詐欺のニュースも減っておらず、情報漏洩には不安がある。市が発送する等、流出のリスクが少ない方法を考えてほしい。

委：市が直接発送するという事は、この場で約束できるのか。

市：できる。

委：本当に可能かどうか一度持ち帰って検討してもらったほうが良い。

委：委託する場合でも、業者選定の際のチェック項目等の契約条項を具体的に説明できるようであれば、審議会の考えも違うと思うが、現時点はそこまでの言及がないようである。

市：発送業務について、既に委託している事業者への随意契約ではなく、別途選定することになれば、条件も増え、コストも上がるため、業者は絞られる。結果、市が行わざるを得ないと思われる。

市：例えば、市が配付リストの抽出及びシールの作成までを行い、シールを貼ることだけを委託するというのはどうか。

委：そういった発送方法の具体的な手順についても再度検討し、必要があれば諮問してもらえばよい。

【答申】

事業全体の必要性はあると思われるが、委託方法等について個人情報流出のリスク対策が十分とは言えないため、当該事業において個人情報の目的外利用を行うことは適切でないと判断する。

事業実施の仕組みを再考したうえで、必要があれば、改めて諮問すること。

(2)箕面市における子どもの貧困(貧困の連鎖)実態調査に係る市保有個人情報の目的外利用及び他機関の調査協力のための外部提供について

【担 当:子ども未来創造局 子ども成長見守り室】

【概要】

- (1) 「貧困の連鎖」根絶のため、課題を抱える家庭の子どもの実態や地域資源について調査(以下「貧困実態調査」という。)するにあたり、対象者を特定するため、市が保有する個人情報を目的外利用し、調査機関に分析を委託する。
- (2) 大阪府が行う「子どもの生活に関する実態調査(以下「大阪府調査」という。)」に協力するため、市内の対象者を無作為抽出し、調査用紙郵送のために必要な個人情報を大阪府へ提供する。
- (3) 文部科学省国立教育政策研究所が行う「就学前教育の効果の検証に関する縦断調査(以下「文科省調査」という。)」に協力するため、市内の全対象者について、調査用紙郵送のために必要な個人情報を当該研究所へ提供する。

については、(1)に係る市保有個人情報の目的外利用について、(2)及び(3)に係る市保有個人情報の外部提供について意見を聴くものである。

【質疑応答】

委：貧困実態調査は貧困の連鎖の根絶を目的としているが、今回限りの調査か、何年かにわたって継続して行うのか。

市：現時点では今回のみと考えている。本調査の目的は、今後必要な制度は何か、現行制度がニーズに合っているかについて考えるものである。将来的には、対象者を見守り続けるためのデータベースが必要になると思うので、構築する際には再度諮問する。

委：今回の調査だけで、貧困の連鎖まで探ることができるのか。貧困の連鎖とは継続して調査しなければ、対象者の将来の生活等を含めた分析ができないので、貧困の連鎖を断ち切る施策を考えるのは難しいと思うが。

市：対象者がどうやって今後の生活、就職等につながっていくかを継続的に見つめていく必要があると思う。その仕組みは改めて考えていきたい。貧困と学力の相関関係についても実情を調査・分析し、現状の施策に不足があれば新たに対策を講じていきたいと考えている。今後、また調査すべきことがあれば、再度諮問する。

委：分析委託する調査機関はどこか決まっているのか。

市：貧困の連鎖について知見をもったかたがいるため、大学を考えている。また、大阪府調査の結果とも比較分析を考えていることから、府の委託先と連携がとれるような機関を想定している。

委：貧困実態調査で利用する個人情報に「宛名番号」が入っている。情報ネットワークシステムに関する宛名番号はマイナンバーと同義であるため、特定個人情報保護の対象になり、PIAの実施が必要である。その検討は済んでいるのか。

市：資料にある「宛名番号」は庁内整理番号のことを指している。抽出するシステムからマイナンバー及び宛名番号は利用しない。宛名番号という表現は修正する。

委：この調査を実施して、どんな効果があるのか。こういった調査は、継続的に個人をフォローしてはじめて把握できるものだと思うが。

市：まずは、市が行っている施策の過不足と子どもの貧困の状態について全体像を把握して、必要な施策を導き出したい。

委：箕面市がこういった調査をしなければいけない理由は何か。

市：子どもの貧困の状態を放置していると、本人の責任ではない家庭の状況がそのまま本人に連鎖するケースが起きている。このたび、国でも子どもの貧困に対する法律ができ、そういった状況を断ち切る手立てを講じることは行政に課せられた責任であると考えている。

委：貧困実態調査について、調査機関がどのような分析結果を求めてくるか、それを受けて市がいかなる施策を考えていくかが重要である。

市：分析結果は、学力支援、子どもの居場所づくりや食事の提供等の施策だけ

でなく、他機関との連携等の支援方策についても参考にしたい。

委：いつ頃までに調査結果をもらう予定にしているのか。

市：委託期間は本年度末としているが、中間報告をもらうことで、来年度予算への反映や仕組みづくりについて早期に着手していきたい。

委：貧困実態調査のために収集したデータには個人情報が含まれているが、その保管・処理方法は。

市：各抽出データは、職員が名寄せデータに取り込んだあと、完全に消去する。

委：名寄せデータを作成するのは誰か。

市：子ども成長見守り室と情報政策室の職員で行う。外部委託はしない。

委：何人が関係するのか。

市：多くて2名。

委：大阪府調査について、対象者は突然、大阪府から調査用紙が送られてくることになるが、問い合わせ先はどこになるのか。

市：調査用紙等の内容については、大阪府の審議会に諮問して実施しているため、その事務局である大阪府が問い合わせ先になる。

委：箕面市に問い合わせがくる場合もあると思うが。

市：大阪府と協力関係にあるため、分かる範囲で回答する等、不信感を与えないよう対応する。

委：大阪府へはデータで提供するのか。

市：エクセルのCSV形式で提供するよう、大阪府から口頭で依頼があった。

委：府内全市町村が参加するのか。

市：参加については各市町村の判断に任されている。本市では子どもの貧困の取り組みについて力を入れていきたいため、参加する。

委：こういう調査は、今まで府内では行われていなかったのか。

市：おそらく初めてである。他市町村でもアンケートはしていると思うが、本市のように内部で名寄せをして分析することは多くないと思われる。

委：文科省調査の目的も、子どもの貧困に関するものか。

市：現在、文科省では幼稚園の無償化についての議論があり、その科学的根拠として就学前の教育について調査している。調査には経済状況や教育についての設問もあり、本市の調査にも関係があるため参加したい。

また、本市が行っている子どもステップアップ調査は、小中学生を対象に実施しているが、就学前の子どもについては調査やその指標を持ち得ていない。そのため、文科省調査は大変参考になるため、積極的に参加したい。

【答申】

本審議では、事業内容や個人情報の取扱いについて疑問点は出ていないため、問題ないと思われる。

「適切である」と答申する。

日程第2 その他

次回は、平成28年6月10日（金）午前9時30分から開催予定である。本日1件目の案件の再諮問については、案件の×切でもある5月26日までに再度検討され諮問の準備が整えば、開催させていただきたい。

なお、開催の有無は通常どおり2週間前までにメール又は電話で連絡する旨を確認した。